

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

改 作	定 成	H26-10-7 H26-7-2 H25-12-26
--------	--------	----------------------------------

検討課題	22	議員定数18名での運営について③	
区 分	I - B		
関連条例内容	<p>(議会運営の原則)</p> <p>第4条 議会は、市民を代表する議事機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指し、市民に対する説明責任を十分に果たすよう努めなければならない。</p> <p>2 議会は、市の政策決定及び市長その他の執行機関の事務の執行に関し、監視及び評価並びに政策の立案及び提言を行う機能が十分に発揮できる議会運営に努めなければならない。</p> <p>3 議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映できるよう議会運営に努めなければならない。</p> <p>4 議会は、議会の会議における市民の傍聴の意欲を高める議会運営に努めなければならない。</p>		<p>5 議会は、本会議並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)の会議においては、積極的に情報公開を行い、わかりやすい議論を行うよう努めなければならない。</p> <p>6 議会の委員会は、それぞれの設置の目的に応じた機能が十分に発揮できる委員会の運営に努めなければならない。</p> <p>7 議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の討議を中心とした議会運営に努めなければならない。</p>
検討内容	・議長、委員長の責務について		
現状分析		議論する内容	対応内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>第4条第1項では、議会は、市民を代表する議事機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指し、市民に対する説明責任を十分に果たすよう努めなければならないと明記。</li> <li>議長の責務は、地方自治法第104条に規定。</li> <li>第104条(議長の議事整理権・議会代表権) 普通地方公共団体の議会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表する。</li> <li>委員長の責務については委員会条例第11条に規定。</li> <li>第11条(委員長の議事整理権及び秩序保持権) 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>基本条例制定後、地方自治法や委員会条例の主旨にそって、改めて基本条例に議長の責務、委員長の責務を規定できないか検討。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>議会基本条例に規定する、議長及び委員長の責務の条文素案を第22回検討部会にて協議(平成26年7月2日)</li> <li>代表者会議において、条文案を協議し了承。(平成26年8月28日)</li> <li>第10回推進会議において、議長及び委員長の責務の条文案を提示し、平成26年9月定例会の閉会日に議会運営委員会提出議案として提案することを確認し、完了とする。(平成26年9月19日)</li> <li>平成26年9月24日に議会基本条例の一部改正について原案可決。</li> </ul>